

北区地域公共交通検討会議開催要綱

(開催)

第1条 持続可能な地域公共交通網の形成に向けて、北区のまちづくりと連携し、地域の実情に応じた地域公共交通のあり方について、市民や関係者との協働により検討するため、意見交換を行う場として、北区地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) 区内の地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 段階的なバス路線の再編や交通結節機能の強化など具体的な交通施策等に関する事項
- (3) その他検討会議が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 検討会議の構成員は別表に掲げる者及び団体の中から当該団体において選出された者とする。

- 2 検討会議には、必要に応じて前項に規定する構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 検討会議は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 検討会議に事務局を置く。

- 2 検討会議の事務局は、北区役所地域総務課、都市政策部都市交通政策課の2課で構成し、検討会議の運営にあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表

北区地域公共交通検討会議構成員

北区自治協議会選出委員 新潟市消費者協会豊栄支部 関係住民バス運営団体 関係一般乗合旅客自動車運送事業者 新潟交通株式会社乗合バス部 新潟交通観光バス株式会社 新潟市ハイヤー・タクシー協会 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局（輸送・監査部門） 新潟県新潟北警察署 新潟市都市政策部都市交通政策課長 新潟市北区役所地域総務課長 新潟市北区役所北出張所長 新潟市北区役所建設課長
--